

# 株宏教学の曹洞宗禅門における相承

——雲棲戒法の相承を手がかりに——

苑 克 柱

## 一 明末律学復興の先駆

株宏の時代には、すでに戒律が機能することなくかなり凋落していた。これは一方では、唐宋時代の南山三大部をはじめとする律宗典籍のほとんどが散逸してしまい、源の活水を失っていたからである。他方では、明王朝が、宋元時代の天下の釈教を禅教律三宗に分けたやり方を一変し、天下の仏寺を禅講教三宗に分けたことにも起因する。それは律宗の独立一宗としての資格を弱体化させ、さらに律宗の衰退を加速した。それに加えて、世宗皇帝が道教に酔心し、嘉靖五年（1526）、二十五年（1546）、四十五年（1566）に、前後三回で詔を下し、戒壇説戒を禁止してしまった。こうして株宏本人が正式的に登壇受具をした有無ですらも疑問視されている。『大詔慶寺志』及び『新続高僧伝』には、萬曆十六年（1588）に無塵成玉律師が昭慶寺で開戒し、株宏は登壇受具をしたこと（その年、株宏五四才）が記されている<sup>1)</sup>。

そうであるならば、彼のそれまで受けた比丘戒はただ方便戒だったかもしれない。株宏がその後、人に授戒するのも方便戒の作法で行い、戒子（戒を受ける仏子）をして仏前で戒本を頂受させて戒を得させた。明末の禅僧である圓澄は、当時国禁によって、五十年にわたり戒壇が開かれておらず、僧風が墜地してしまったと慨嘆した。こうした状況は、萬曆四一年に、神宗が古心を詔請し

---

1) 「萬曆丙戌、丁亥之間、皇太后疊賜畫像於昭慶、且賜經建閣、因得放戒。師十六年登壇開闡、雲棲淨妙真修蓮池禪師於是得戒。」『中国佛寺誌叢刊』第16冊、広陵書社、2006年、285頁上。

て五台山で皇戒を開くまで続いた。萬曆四一年の戒壇解禁以前、雲棲寺はずっと明末の伝戒の一大中心地であった。

憨山の『塔銘』は、

其及門授戒得度者不下數千計<sup>2)</sup>。

門下の授戒得度の弟子が数千人を下らない。

と述べている。

株宏の門下においては、授戒得度の弟子が数千人もいた。下表は株宏より戒を授かった明末の尊宿である。中には明末清初の一流の禅師・名僧も少なくない。

人物	年代	受戒種別	株宏年齢	出 処
湛然圓澄	萬曆十三年 (1585)	比丘戒 菩薩戒	五一	「会稽雲門湛然澄禅師行状」
巢松慧浸	萬曆十三年 (1585)	比丘戒	五一	『吳都法乘』卷六
如嵩 (仲光)	萬曆十四年 (1586)	沙弥戒 比丘戒 菩薩戒	五二	『武林理安寺志』卷六
聞谷広印	萬曆十七年 (1589)	比丘戒 菩薩戒	五五	「真寂聞谷大師塔銘」
新伊大真	萬曆二七年 (1599)	比丘戒	六五	『浄土聖賢録』卷六
漢月法蔵	萬曆二九年 (1601)	沙弥戒	六七	「三峰和尚年譜」
蒼雪読徹	萬曆三四年 (1606)	沙弥戒	七二	「中峰蒼雪法師塔銘」
瑞白明雪	萬曆三六年 (1608)	比丘戒	七四	「湖州府弁山瑞白明雪禅師伝」
鴛湖妙用	萬曆三六年 (1608)	比丘戒	七四	「鴛湖用禅師塔銘」

2) 憨山「古杭雲棲蓮池大師塔銘」、『嘉興蔵』第33冊、196頁上。

麦浪明懐		比丘戒		『続灯正統』巻三九
鶴林大寂		比丘戒		『初学集』巻六八
養庵広心		比丘戒 菩薩戒		『鷲湖峰頂志』巻四
玄津大壑		比丘戒		『浄慈寺志』巻十二
心空		比丘戒		「勅賜五蓮山護国光明寺心空 開法師塔銘」
寒灰如奇		不明		「喝石大師伝」
智明		不明		「開先若昧明和尚行状」
惺来裔		比丘戒		『憨山老人夢遊集』巻三七
浮石通賢		沙弥戒		『浮石禅師語録』巻九
一黙弘成		沙弥戒		『三峰清涼寺志』巻四
藕益智旭	天啓三年（1623）	比丘戒	寂後 九年	『靈峰宗論』巻六
	天啓四年（1624）	菩薩戒	寂後 十年	

上表にあるとおり、株宏が萬曆十年代から伝戒し始め、萬曆四十年代まで続けていたことがわかる。萬曆四十年代に入った後、株宏の逝去及び古心——寂光一系と法蔵一系の興起にしたがって、雲棲寺の伝戒は次第に停滞期に入ってきた。

株宏は生涯を通して幾多の律学著述を残している。『雲棲法彙』には、株宏の釈經・輯古・手著の三類三十四種の著作が収録されている。そのうち、律学に関わるのは、

『梵網經菩薩戒義疏發隱』

『戒疏發隱事義』

『菩薩戒問弁』

『具戒便蒙』

『沙弥律儀要略』

『沙彌尼比丘尼戒録要』

『半月誦戒儀式』

等の七部がある。また僧尼を訓導する用の『僧訓日記』『緇門崇行録』を加えると九部になる。

株宏の律学著述は沙弥戒・比丘戒・菩薩戒にわたるが、『発隱』を除くとすべて小部の著作である。彼の関心の中心は律学ではなかったため、律学には精通していなかったと評価された。しかしながら、株宏の弘律が明末清初の律学復興の先河を開いたことは間違いない。彼の『沙弥律儀要略』は書玉（古心後裔）・弘賛（広東鼎湖系）に注釈され、『発隱』は智旭の『合注』・寂光（古心後裔）の『梵網経直解』・弘賛の『梵網経略疏』・法蔵の『弘戒法儀』に影響を与えているほどである。

『卍統蔵経』には二部の株宏弟子の律の著作が収められている。それは広承の『毘尼珍敬録』と広莫の『四分戒本縁起事義』である。株宏の律学は古心——寂光系・法蔵系・広東鼎湖系及び四代高僧の殿軍である智旭に影響を及ぼした。即ち、明末清初の律学復興は、先ず株宏が先駆として開拓し、そして他の諸系が次第に興起してきたのであった。

## 二 雲門系一門の相承

長谷部幽蹊は宗派意識の覚醒にしたがって、萬曆四十年代から、明代の禪師が上堂説法をする際、本師に焼香して謝恩を表すほか、源流を宣示して法統を誇示し始めたことに留意している<sup>3)</sup>。萬曆四十二年（1614）に、圓澄（1561-1626）は雲門伝忠広孝寺で結制上堂焼香をする時、次のように述べている。

這一瓣香、（中略）供養北京大覺堂上嗣曹洞正宗第二十六代清涼大和尚、用酬法乳之恩。次伸供養雲棲堂上蓮池大和尚、用報授戒之恩<sup>4)</sup>。

この一瓣香を、（中略）北京大覺堂上曹洞正宗第二十六代の清涼大和尚に

3) 『明清仏教教団史研究』、同朋舎、1993年、379頁。

4) 『会稽雲門湛然澄禪師語録』巻1、『卍統蔵経』72冊、776頁上。

供養し、法乳の恩に報いる。次に、雲棲堂上蓮池大和尚に供養し、授戒の恩に報いる。

圓澄は曹洞宗の源流を伝授する慈舟方念に伝法の恩を表すほか、戒法を伝授する雲棲堂上の蓮池大和尚にも授戒の恩を表明した。言うまでもなく、ここの「雲棲堂上蓮池大和尚」は雲棲株宏である。圓澄は現存資料で知られる、株宏から受戒した一人目の弟子である。その年は、萬曆十三年（1585）で、株宏は五一才で、五雲山の雲棲寺に入った十五年目にあたる。その時、株宏は『往生集』『戒殺放生文』の著作を完成したが、彼の根本思想を代表する『梵網經菩薩戒疏発隱』『阿弥陀經疏鈔』等はまだ世に問われていない。

圓澄は、字を湛然という。学界は圓澄に言及する時、往々にして彼の『慨古録』を挙げ、人に仏教護法者の印象を与えたので、彼の禅師としての本来の面目がかえって際立たないようになってしまった。実際には、圓澄の主な業績は禅法を挙揚することにあった。明末に禅風が浙江で再び盛んになったのは、主に圓澄と臨済宗の密雲圓悟によって推し進められたからである。黄宗羲は『明儒学案』の「文簡陶石簣望齡」の中で、次のように述べている。

其時湛然澄、密雲悟皆先生引而進之、張惶其教、遂使宗風盛於東浙<sup>5)</sup>。

その時、湛然圓澄、密雲圓悟がみな先生（陶石簣）によって挙薦され、その教えを鼓簧し、遂に禅風を東浙に盛行させた。

圓澄は大覚念禅師から法を得た後、周海門・陶望齡・陶奭齡等の陽明後学の挙薦を受け、遂に禅風を浙江諸刹に大いに闡した。その伝道教化は密雲圓悟と同時である。

圓澄は禅法の挙揚をもって宗旨とした。彼の株宏に対する認識も禅師像としての株宏であった。ある人に「雲棲和尚がなぜあらゆる人に念仏を勧めたのか」と問われると、彼は否定して、

---

5) 『明儒学案』巻36、中華書局、2019年版、868頁。

子莫謗雲棲、雲棲必不如是。何也。他如開雜貨舖、人買珍珠與之珍珠、人買鼠糞則與鼠糞、曾無定計。予昔年曾近座下、凡見和尚示眾、皆圓示真心、曾無異道<sup>6)</sup>。

あなたは雲棲を誹謗してはならない。雲棲はそのような人ではない。なぜかという、彼は雜貨店を構えるがごとく、人が宝珠を買うとそれを与え、鼠糞を買うとそれを与えるがごとく、一定していない。私はかつて座下に親しく和尚が人々を導く様子を見たが、みな完璧に真心を示しており、それは仏門の教えに背くものではなかった。

と述べている。

萬曆十八年（1590）に、雲棲受戒の五年後、圓澄は雲棲寺を再度訪ねた。その時に同行したのが弟子である麦浪明懷である。圓澄の『語録』の「問答」の中には、株宏との禅機酬答が三則載せられており、おそらくはその時残されたものだろう。

圓澄は雲棲寺で『梵網經菩薩戒義疏發隱』を代講したことがある。その時間は、萬曆十八年の雲棲寺を訪ねた時のものである。『發隱』は萬曆十五年（1587）に撰述され、株宏の、天台大師の『梵網經菩薩戒義疏』に対する注釈である。圓澄が菩薩戒を代講できることから、彼はこれ以前に株宏から菩薩戒を受けたことが確実視されるだろう。

圓澄は禅法を挙揚するかたわらで、浄土も宣揚し、「浄土偈」等があつて世に伝わる。彼の徳王への開示

以不能自明其心、故勸方便念佛。功成見佛、引歸西方<sup>7)</sup>。

自心を悟明できないゆえに、方便として念仏を勧める。成功すれば、見仏して西方に導かれる。

6) 『会稽雲門湛然澄禅師語録』卷8、『卍統藏經』72冊、848頁中。

7) 『会稽雲門湛然澄禅師語録』卷7、『卍統藏經』72冊、818頁下。

から見れば、彼の浄土思想は禅者の浄土思想であり、雲棲による浄土思想の精髓を得ておらず、むしろ彼が慎重に禅宗の権威を破壊しない立場下において、人に念仏を勧めたと言える。これも宋代以来禅浄双修を提唱する禅師らの基本的立場である。

圓澄門下には付法弟子が六人いた。明懐・明孟・明方・明復・明有・明雪である。明懐と明雪は株宏から比丘戒を受け、明孟は株宏から優婆塞戒及び念仏を受けた。明方は圓澄から戒を得た。圓澄及びその一門曹洞宗の戒法は、みな雲棲の門流である。

### 三 門下弟子の革新

仏制によれば、仏が滅度した後、比丘の授戒は僧団の中で十師を集め揃い、白四羯磨をしなければならない。株宏の時代に、国禁により戒壇は開かれていなかったため、株宏はやむを得ず変通の方式を取り、受者をして仏前で戒本を頂受させて戒を得させた。『雲棲共住規約』の「学戒式」の中には、次のように述べられている。

明旨既禁戒壇、僧眾自宜遵守。然止禁聚眾開壇説戒、不禁己身依戒修行也。茲議各各自辦二部戒經、各各自於佛前承領、熟讀堅持、即是真實戒子。他日壇開、隨眾往受、證明功德<sup>8)</sup>。

国家が戒壇を取り締まった以上、僧衆は自ら厳守すべきである。然るに、衆を集めて開壇説戒をするしか禁止されておらず、戒による修行は禁止されていない。各自で二部戒經を備え、仏前で領受し、熟読堅持すれば、真実の戒子である。他日戒壇が再開する時、衆に随い受けに往き、功德を証明する。

株宏の授戒の方式は一時的に適応させた作法に過ぎない。彼は戒壇が再開さ

---

8) 『嘉興蔵』第33冊、165頁中。

れた時、また再受に参加し、功德を証明することを主張した。株宏死去の二年前になってはじめて国禁が解禁されるので、こうした独特の授戒方式は、株宏死去まで続いた。

法蔵は

末年偶觸機縁、暫行裁止、而又開禮壇學戒之法<sup>9)</sup>。

晩年に、偶に機縁に触れ、暫く裁止を行い、また礼壇学戒の法を開いた。

と述べている。

法蔵が述べたところによると、晩年になって、株宏は偶然の機縁に合い、授戒法に対して調整を行い、「礼壇学戒」の法を提起したが、終始登壇説（比丘）戒をしていなかった。

萬曆末年に、明帝国が晩期に入り、中央王朝の地方に対するコントロールは弱まってきた。仏教界でも変革の胎動を孕んでいた。生卒年が株宏とほぼ同時で、出世が株宏より遅れる古心は、萬曆三十四から四十年にかけ、前後して江蘇の靈谷・栖霞・靈隱・天寧の諸寺で伝戒し、萬曆四一年に、また神宗の要請に応じて五台山で皇戒を開き、雲棲外で別に一系を開き、史に律宗再興と称された。『南山宗統』は古心の功績を評述して次のように述べている。

蓋宋代元末、律宗戒學相繼不恆、其白四進具、三聚妙圓、乃肇興于師<sup>10)</sup>。

蓋し宋代元末に、律宗の戒学は後継に人無し。その白四進具及び三聚妙圓は、師によって始められた。

古心の功績の一つは、仏前で戒本を頂受するのみで登壇して白四羯磨の作法をしなかった雲棲戒に対し、「白四進具」の法を開き、もう一つは「三聚妙圓」、即ち沙弥戒・比丘戒・菩薩戒が同受する法を開創したのである。

9) 『卍統藏経』第60冊、610頁下。

10) 『南山宗統』、宗教文化出版社、2011年、19頁。



萬曆三十七年に南京靈谷寺において古心から受具した禅僧である法蔵は、天啓三年（1623）に『弘戒法儀』一書を撰述した。『弘戒法儀』は古心により開創された三壇同受の法式を成文化させ、その中の菩薩戒法儀については株宏の『戒疏発隱』を藍本として補全し、比丘戒法儀については南壇（大昭慶寺）古本の法式を参照し、問遮から白四羯磨までの一連の流れを詳しく規定している。法蔵は、これをもって手本として広く禅教の僧徒に授戒した。

こうした変革の風気の中で、雲棲門下の伝戒においても革新の形跡が出現した。天啓三年（1623）、株宏没後の九年目、智旭は天台山から雲棲に至り、古徳大賢を礼請して阿闍梨となし、株宏像の前で四分戒本を頂受し、比丘戒を受けた。智旭が受戒に来た理由は、雲棲寺に「有學戒科」（学戒科を有している<sup>11)</sup>）からであった。

その後、智旭は閱蔵を通して、以前受けた戒律が不如法であることを認識し、革新すべきことを意識し始めた。崇禎三年（1630）に、智旭の弘律の盟友である惺谷は、剃度師である博山元来の授戒が不如法であることで、智旭が閱蔵する杭州の龍居において、季賢を礼して和尚となし、大真をもって羯磨阿闍梨となし、覚源を教授阿闍梨となし、十僧を集め揃い、「如来旧規」により伝戒法会を挙行した。その授戒会においては、惺谷は次第で沙弥戒と比丘戒を受けた。もう一人の、元来から具足戒を受けた誦箒は、博山戒を捨てて比丘戒を再受し、併せて菩薩戒を進めた。

この授戒会に関与した智旭・季賢<sup>12)</sup>・大真のいずれもが株宏の弟子である。大真は法派上株宏の孫弟子に当たり、その伝承系譜は雲棲株宏——紹覚広承——新伊大真である。しかし、戒源上大真は株宏から受戒し、株宏の直伝弟子である。今回の革新の起因は、博山元来が授かった比丘戒は不如法であったからである。元来の戒法も株宏から授かったものである。元来は株宏の弟子である養庵広心から菩薩戒を受け、のちに博山を主した。広心は、

11) 『靈峰宗論』巻6、『嘉興蔵』第36冊、350頁中。

12) 『靈峰宗論』巻5：「季賢老師、雲棲嫡子。」（『嘉興蔵』第36冊、336頁中）

聞和尚居博山、即以授戒儀軌畀之<sup>13)</sup>。

和尚が博山に住していることを聞き、授戒儀軌を授与した。

元来の伝戒は株宏の方法を踏襲したはずである。即ち、戒子が三衣を具足し、仏前で戒本を頂受し、戒師一人が証明し<sup>14)</sup>、僧を集めて白四羯磨することはなかった。それゆえ、惺谷の古制に符合しない評価があった。

異師手為薙髮、而未受沙彌及比丘戒。蓋受戒事、曾與季賢師約、必復古制故也<sup>15)</sup>。

異師（無異元來）の座下で剃髪したものの、沙彌及び比丘戒を受けなかった。蓋し受戒の事は、かつて季賢師と約束し、古制を回復しなければならなかったためである。

智旭は大真について

至惺谷力請、方肯破格一稟羯磨<sup>16)</sup>。

惺谷の要請に応じて、やっと破格して羯磨を一説した。

と述べている。

文献の中には、大真がほかの羯磨説戒する記録がないが、今回の株宏門下の諸弟子を集める伝戒法会は、株宏没後の十六年の際、古心系・法蔵系より遅れ、雲棲系の伝戒はようやく革新の形跡が出たことを表明している。革新といえども、実際には古制（仏制）を回復したに過ぎない。

ちなみに、智旭は今回の法会で再受戒をしなかった。彼は仏制回復を主張す

13) 劉日杲「博山和尚伝」、『卍統藏経』第72冊、379頁上。

14) 広潤「雲棲本師行略」：「緣奉 國家明禁、雖杜攝授之門、然而行者學戒好修、元無拒理。亦必三衣具足、然後付與應持戒本、令受之於佛像之前、師為證明而已。慮操持之易怠也、則半月誦戒。」（『嘉興蔵』第33冊、199頁中）

15) 『靈峰宗論』卷8、『嘉興蔵』第36冊、389頁上。

16) 『靈峰宗論』卷8、『嘉興蔵』第36冊、392頁上。

るものの、彼本人がのちに退戒して菩薩沙弥になって、また占察法を通して清浄輪相を得て再び比丘戒を獲得した。

#### 四 寿昌系一門の相承

明末、曹洞宗は両流に分かれた。一つは圓澄が開創した雲門系であり、もう一つは慧経が開創した寿昌系である。慧経の門下においては、元来と元賢の影響が最も大きかった。元来が博山支系を開創し、元賢が鼓山支系を開創した。両師は師説を宣揚し、各自で一方を宣化した。

慧経の孫弟子である道霈は一幅の諸祖聚会図を題したことがある。

石几南向竝坐若口喃喃地商略禪淨是同是別者、為雲棲蓮池師太、壽昌無明老祖。兩傍圍繞、皆其派下法胤。侍坐拱聽、其左執如意凭几而坐者、為博山無異和尚、右端然袖手而坐者、為先師永覺老人。博山之傍肅然無言者、為雪關智闇禪師、先師之右手握麈尾熙然微笑者、乃余陋質<sup>17)</sup>。

石机の南側に向かい並座し、口が喃喃と禪淨の同異を検討しているのが、雲棲蓮池師太、寿昌無明老祖である。両側を囲んでいるのが、みな派下の法嗣である。侍座して傾聴し、左端で如意を執り、机に凭れて座っている者は博山無異和尚であり、右端で手を拱いて座っている者は先師である永覺老人である。博山の傍らで肅然として無言の者は雪関智闇禪師であり、先師の右手で手に麈尾を握って熙然として微笑んでいる者は私である。

この図説は寿昌門下の法脈相承を示している。株宏と慧経は寿昌系の祖源であり、博山元来と鼓山元賢は慧経門下の両大法子として各自で一方を宣化する。智闇と道霈はそれぞれ元来と元賢の衣鉢を継承する<sup>18)</sup>。

17) 「鼓山為霖道霈禪師還山録」巻4、『卅統蔵経』第72冊、677頁下。

18) なお、清咸豊年間に、鼓山が刊行した『叢林祝白清規科儀』の「祖師忌辰上供単」の中には、株宏・聞谷を含む法脈源流が示されている。

梁開山第一代定慧圓覺廣辨興聖神宴國師  
雲棲堂上蓮池老師太

元来と元賢は鼓山宗譜の中で再興開山の人物と見なされている。しかし、元来が鼓山にいた時間は長くなく、彼の根本道場は博山である。呉応賓の「蓮池大師塔銘併序」には、株宏の首要弟子を列挙して、次のように述べられている。

揚師化者、(中略) 博山大艤、雖親見壽昌、而化法化儀、觸目雲棲意旨<sup>19)</sup>。  
師化を宣揚する者は、(中略) 博山大艤は壽昌を親近したと雖も、化法化儀がまったく雲棲の意旨を踏襲した。

元来は鷲湖広心から雲棲菩薩戒法を受け、のちに株宏を三度礼し、株宏は真乗を数字演じて贈ってあげた。元来は戒法の源流を念じ、座下の字派を雲棲字派に改めた。株宏は禅浄双修を主張するが、元来はそれと異なる見解を提示した。彼は、

禪浄無二也、而機自二。初進者、似不可會通、當求一門深入。(中略) 如會通之說、亦權語耳<sup>20)</sup>。

禅と浄とは異なりが無いと雖も、根機には異なりがある。初心者にとっては、会通すべからず、一門深入を求めるべきである。(中略) 会通の語は、権語に過ぎない。

と述べている。

しかし、彼は念仏に反対せず、広心から法を得た後、

---

真寂堂上聞谷老師太  
壽昌堂上傳曹洞正宗第三十一世無明慧經祖老和尚  
重興開山傳曹洞正宗第三十二世博山無異和尚  
重興開山傳曹洞正宗第三十二世永覺老和尚  
重興當山傳曹洞正宗第三十三世雪關闇公和尚  
重興當山傳曹洞正宗第三十三世覺浪盛公和尚  
重興當山傳曹洞正宗第三十三世為霖霈老和尚  
(後略)

19) 『嘉興藏』第33冊、198頁下。

20) 『無異禪師広録』巻21、『卍統藏經』第72冊、317頁下。

憶吾師翁慈恵、(中略)時將彌陀六字結西方十萬緣<sup>21)</sup>。

師翁(株宏)の慈恵を念じ、(中略)時には弥陀六字を宣揚して西方十萬縁を結ぶ。

明末に、戒壇が解禁された後、「諸方得自説戒」(諸方で各自が説戒できる)<sup>22)</sup>ことになった。元来の座下において具足戒を受けた人は少なくない。元賢・道盛・道独はみな元来の戒の弟子である。元来死去の年まで、博山では伝戒が行われていた<sup>23)</sup>。しかし、同年に、弟子である惺谷は博山の授戒が古制に従わない理由で、浙江に赴き別に受戒をした。元来の授戒は雲棲のやり方を踏襲したようである。古心・法蔵及び古心門下の寂光・見月等が戒法を絶えず革新完善する環境下において、こうした旧規を墨守するやり方が淘汰されるのも推測できる。

では、元賢の場合はどうか。元賢は時に株宏と一緒に並拳される。例えば、白隠は明末の禅浄双修者を論及する時、次のように述べている。

流へて大明の末に至って、雲棲の株宏なる者あり、(中略)彌陀經の疏鈔を造り、大に主張して後學を引く。鼓山の元賢永覚大師、浄慈要語を造って撃節して輔佐<sup>24)</sup>。

大明朝の末年に至ると、雲棲株宏という人が出て、(中略)『阿弥陀經疏鈔』を著し、浄土を主張し後學を接引した。鼓山の永覚元賢大師は、『浄慈要語』を著し、撃節して輔佐した。

元賢は株宏の弟子である聞谷広印から浄慈法門を受け、『浄慈要語』を著し、念仏放生を鼓吹し、明末の禅浄双修の代表者である。

元賢は元来から比丘戒を受けたものの、彼の語録の中ではこれに対してまっ

21) 『無異禅師広録』巻20、『卍統蔵経』第72冊、313頁中。

22) 『永覚和尚広録』巻30、『卍統蔵経』第72冊、574頁中。

23) 道丘「通博山雪首座書」：「庚午(崇禎三年、1630)春復回博山、值戒期、命為教授。」(『鼎湖山志』巻2、『中国佛寺志叢刊』第110冊、278頁)

24) 『遠羅天釜』、『白隠和尚全集』巻5、龍吟社、1934年、25頁。

たく言及されなかった。彼が自ら認める法源はこうである。

禪本壽昌、戒本真寂<sup>25)</sup>。

禪は壽昌を本とし、戒は真寂を本とする。

元賢は五六才で、福建の宝善庵において聞谷広印を謁し、一見して契合し、広印から雲棲戒本を授かり、もって相承を示された。

元賢は二部の律学の著作を残している。そのうち、『四分律戒本約義』は四分戒本への簡要な注釈であり、これといった特色は見られず、彼の律学思想は、『律学發軔』一書に集中している。「受戒弁誤」篇の中で、元賢は当時の伝戒の乱象を批判した。

混亂登壇悞。凡受戒者、先請十師。請畢、十師登壇、乃作白差教授師。教授師下壇、在眼見耳不聞處問遮難。問畢、乃上壇白諸師。白已、始召戒子上壇。此古規也。昭慶戒科亦如是。近年諸師將戒子俱集一壇、請十師問遮難及羯磨受戒、止在一處、但將科文從頭念過一遍。既非佛制、亦非昭慶舊式、不知成何軌則<sup>26)</sup>。

混亂登壇の誤。凡そ受戒をする者は、先ず十師を請する。迎請が済むと、十師が登壇し、そして白をして教授師を遣する。教授師は戒壇から降り、目で見える、耳で聞こえないところで遮難を問う。問遮難が済むと、壇に登って諸師に白する。白して終わったら、戒子を呼んで壇に登させる。これは古規である。昭慶寺の戒科もこのごとく。近年、諸師は戒子を俱に一壇に集め、請十師・問遮難及び羯磨受戒はみな同じ場所で、ただ科文を初めから一遍読んだだけである。これは仏制でもないし、昭慶の旧制でもない。どういう規則かわからない。

25) 『永覚和尚広録』巻30、『卍統藏經』第72冊、579頁上。

26) 『卍統藏經』第60冊、572頁下。

これを踏まえて、元賢は比丘戒を授かる流れを規定した。

沙彌年二十求進具足戒者、須為審問無諸遮難、乃可為備衣鉢、請十師。十師中一人為羯磨師、一人為教授師、并本師和尚名三師、餘七眾為尊證師。集眾登壇、審問遮難、然後為作白四羯磨與具足戒。次為說四重名相、次為說四依。是謂如法成就<sup>27)</sup>。

沙彌が二十才を満たし具足戒を進めることを求める者がいるならば、先ず遮難の有無を審問し、次に衣鉢を備えて十師を請させる。十師のうち、一人は羯磨師を担当し、一人は教授師を担当し、和尚に合わせて三師と称され、その他の七師は尊証師である。衆を集めて登壇し、遮難を審問し、そして白四羯磨して具足戒を授けてあげる。次に、四重戒の名相を説き、次に四依法を説く。これは如法成就と言われる。

智旭・惺谷等と同じく、元賢が依拠するところのは「古規」であり<sup>28)</sup>、「仏制」（四分律等の諸律）である。

『律学發軔』は清順治三年（1646）に撰述され、株宏没後の三十二年目である。少なくともこの年に、元賢は授比丘戒に白四羯磨説戒を導入し、雲棲授戒法への革新を完成したことがわかる。元賢の革新があるため、雲棲戒は鼓山で三百年ぐらいの歴史を持続しており、中華民国十八年（1929）になってはじめて、律宗正統と見なされる宝華山戒に取って代わられた<sup>29)</sup>。

## 五 鼎湖系一門の相承

明清の交わりに、博山元来の門下から出て、禅浄律の三宗を併せ弘めることを標榜する伝戒集団は嶺南の広東に活躍していた。この派が鼎湖山の慶雲寺を

27) 『卍統藏経』第60冊、558頁下。

28) 「此古規也。昭慶戒科亦如是」及び「昭慶戒壇本已屬後人増飾、非大智照師之舊」の両文から見れば、元賢が言う「古規」は、南壇の大昭慶寺の旧制ではなく、宋代の大智律師元照の旧制である。

29) 馬海燕撰『永覚元賢禅師』（中国社会科学出版社、2016年）を参照。

伝法基地とするので鼎湖系と称され、その授かった戒は鼎湖戒と称される。

鼎湖系は博山曹洞宗から発源し、博山元来が演じた字輩をもって師資相承しているが、ほとんど禅法を宣揚せず、伝戒を主とし、明清の交わりにおいて独立の一系を形成した。

鼎湖系の派祖である道丘は、二十五才で北遊し、

如杭、參雲棲蓮池大師、授以浄土法門、併付衣鉢<sup>30)</sup>。

杭州に至り、雲棲蓮池大師のもとに参じ、浄土法門を授けられ、併せて衣鉢を付された。

また博山において元来のもとに参じ、授記荊を蒙った。のちに祖籍の広東に戻り、

力弘博山之道、更嚴淨毘尼、復設浄業堂、弘雲棲法要。禪、浄、律三教並行<sup>31)</sup>。

博山の教えを弘めることに尽力し、さらに毘尼を嚴浄し、また浄業堂を設け、雲棲の法要を弘める。禅浄律の三教を兼ね弘める。

二代目の住職の弘賛は、博山弟子である智闇のもとに参じ、のちに、

盲禪魔民、彌天障日、律學不絶如綫、亟思所以救之<sup>32)</sup>。

盲禪魔民が横行し、律学が絶たないが一線のごとくゆえに、救済の法を深く考える。

すると、律学への宣揚に力を注いだ。弘賛は明末清初の有数の律学に精通する人物である。彼の律学は三帰依・八斎戒・沙弥・沙弥尼・比丘・菩薩戒にわた

30) 『鼎湖山志』巻2、『中国佛寺志叢刊』第110冊、239頁。

31) 『鼎湖山志』巻2、『中国佛寺志叢刊』第110冊、248頁。

32) 『鼎湖山志』巻3、『中国佛寺志叢刊』第110冊、287頁。



り、明末清初の律師の中でも著述が最も豊富である。

弘賛の律学には明確な師承がない。彼は遥かに道宣等の唐代律祖を承けると同時に、近代の諸師、例えば株宏の著述も吸収した。彼は株宏の『沙弥律儀要略』に補注を作り、また『梵網経菩薩戒略疏』を著して、株宏の『発隠』の不足を補った。株宏の著述は弟子によって『雲棲法彙』として結集された。弘賛の著作集も『鼎湖法彙』と命名された。

鼎湖系の特徴は戒を弘めることを主とすることである。『鼎湖山志』は道丘・弘賛両代の門風について、

自棲大師承雲棲、博山兩老人遺教、以三學箝束後昆、不專豎拂棒喝。師繼席、亦復因之<sup>33)</sup>。

棲大師（道丘）が雲棲・博山の両大師の遺教を承け、戒定慧三学をもって後学を律し、専ら縦払棒喝をすることはしなかった。師（弘賛）が法席を継ぎ、それを踏襲した。

と述べている。

道丘・弘賛の両代の宣揚によって、鼎湖戒は海内に重んじられた。その後の歴代の住職も前代の門風を続けた。

## 六 余論

明末清初に、株宏を皮切りに律学は復興してきた。道宣・元照等の唐宋の律師の著作の多くが散逸したので、この時期にいくつかの律学著作が残されたが、その理論的深度は唐宋時代と比べ物にならない。

律師らの活動は主に伝戒に集中している。この時期に何か創新があるかと言えば、三壇同受制度が創立されたことであろう。しかし、三壇同受制度が授戒を規範化させたと同時に、形式化などの一連の問題も出てきた。

33) 『鼎湖山志』巻3、『中国佛寺志叢刊』第110冊、299～300頁。

何れにせよ、株宏の方便授戒から白四羯磨授戒を導入して「古制」を回復するに至ったことは大きな進歩である。雲棲の戒法は曹洞宗の雲門系・寿昌系に広く流伝しており、曹洞宗を支配したほどである。寂光・書玉・弘贊・智旭等の律師は、株宏の影響を受けない者はいなかった。少なくとも伝戒から言えば、明末清初の伝戒活動は、株宏の基礎の上で脱皮し、絶えず発展完善したものである。

雲棲戒が曹洞宗に伝入したと同時に、雲棲の浄土教も曹洞宗に受容された。曹洞宗には宋代以来、ずっと禅浄双修の伝統を有している。真歇清了は禅浄双修の有力な提唱者として、

洞下一宗、皆務密修<sup>34)</sup>。

曹洞一宗は、みな浄土を密修すべきである。

と規定している。

寿昌門下の三代目の道盛・道霈等も、雲棲の浄土教を受け入れた。道霈は十八才で宝善庵において聞谷広印を礼し、念仏成仏の旨を得た。また元賢から浄慈法門を受け、鼓山・南郷等で念仏社・放生社を結び、念仏放生を宣揚した。道霈は株宏の『阿弥陀経疏鈔』の内容を縮約させ、『阿弥陀経略解』一卷に集め、鼓山を主する時、鼓山において『阿弥陀経疏鈔』を印施して併せて序を作った。鼓山刻経処が刊行した株宏の著述は、『阿弥陀経疏鈔』（康熙版、嘉慶版二種ある）『沙弥律儀要略』『禅関策進』『緇門崇行録』『諸経日誦集要』『戒殺放生文』等の数種がある<sup>35)</sup>。

曹洞宗の禅浄双修の門風は日本の曹洞宗にも影響した。江戸時代の曹洞宗の鈴木正三及び弟子恵中・雲歩一流は、遥かに雲棲・曹洞宗の寿昌一門の伝統を承けた。株宏及び元来・元賢等の曹洞宗の禅匠は、鈴木正三及び弟子の禅・浄

34) 『大正蔵』第47冊、293頁下。

35) 紀伝華編『明清鼓山曹洞宗文献研究』（社会科学文献出版社、2014年）を参照。

株宏教学の曹洞宗禅門における相承

思想の形成に大きな啓発を与えた。株宏教学と明末曹洞宗及び江戸曹洞宗の鈴木正三一流の禅門の間に共通性が認められる。

(所属 仏教大学大学院)